

# 白井市指定給水装置工事事業者 指定事項変更手続について

白井市指定給水装置工事事業者指定事項変更に係る手続は次のとおりとします。

## 1 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書〔様式第10〕

### (1) 住所変更の場合

- ①【法人の場合】登記事項証明書（原本で3か月以内のもの）  
【個人の場合】住民票の写し（原本で3か月以内のもの）
- ②機械器具調書〔別表〕
- ③機械器具調書で記入した工具すべての写真及びその工具を保管している場所の写真
- ④営業所の平面図及び付近見取図
- ⑤営業所の外観及び内部写真
- ⑥指定書

### (2) 商号変更の場合

- ①【法人の場合】定款の写し及び登記事項証明書（原本で3か月以内のもの）
- ②営業所の外観及び内部写真
- ③指定書

### (3) 代表者変更の場合

- ①【法人の場合】定款の写し及び登記事項証明書（原本で3か月以内のもの）  
【個人の場合】住民票の写し（原本で3か月以内のもの）
- ②誓約書〔様式第2〕
- ③指定書

### (4) 役員変更の場合

- ①【法人の場合】登記事項証明書（原本で3か月以内のもの）
- ②誓約書〔様式第2〕

## 2 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書〔様式第3〕

- ①給水装置工事主任技術者免状のコピー

## 3 提出部数 1部

#### 4 申請期間及び申請場所

(1) 申請期間

随時受付（閉庁日を除く）

原則持参提出とします。

(2) 申請場所

白井市役所 東庁舎 2階 上下水道課窓口

#### 5 その他

すべての提出書類をA4のファイルに綴じインデックスをつけてください。  
添付する写真は、カラーのものとし、それぞれの品目等を表記してください。  
本件について、不明な点がありましたら随時お問い合わせください。

問い合わせ先 白井市役所 上下水道課 業務係  
〒270-1492 白井市復1123  
TEL 047-492-1111(代)  
内線 3756～8